

林建・異業種連携雇用創出促進対策事業実施要綱

第1 目的

地域の森林情報を蓄積している森林組合等を地域林業活性化のためのコーディネーターとして位置づけ、林業と建設業等異業種の関係者の地域に応じた連携の推進を支援し、林業従事者としての雇用の維持・拡大を図り、健全な森林の整備や素材生産等の林業生産活動を推進することにより、森林の機能を持続的に発揮させるとともに山村地域の経済の活性化に資することを目的とする。

第2 事業の内容等

この事業は、第1の目的を踏まえ、次に掲げる事業を実施するものとし、森林組合等は、(1)の事業を必須事項として取り組むものとする。

なお、次に掲げる事業の内容、実施主体については、別表のとおりとする。

- (1) 林建・異業種連携促進対策事業
- (2) 林建・異業種連携機械導入支援事業
- (3) 林建・異業種連携森林整備促進事業

第3 事業の計画

1 事業計画の作成

- (1) この事業を実施しようとする森林組合等は、第1の目的を達成するため、次に掲げる から までの指標を定めた上で、3年を計画期間とする林建・異業種連携雇用創出促進対策事業計画書(別記第1号様式)(以下「事業計画」という。)を作成するものとする。

新規就業者数

林業経営体との連携による事業量

建設業等異業種との連携による事業量

間伐実施面積

素材生産量

森林経営計画の認定面積

- (2) 森林組合等は、事業計画の作成に当たっては、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5に基づく市町村森林整備計画、熊本県版育成経営体の目標数値及び市町村の地域振興に関する基本的な計画又は方針との調和を図るものとする。

2 事業計画の承認

- (1) 森林組合等は、別記第2号様式により、事業計画の承認申請書を事業実施主体が所在する所管の広域本部長(ただし、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあっては上益城地域振興局長とする。以下「本部長等」という。)を経由して知事に提出するものとする。

なお、事業計画の提出に当たっては、この事業目的を達成するために連携して取り組むことを内容とする森林組合等と建設業等異業種との協定書等の写しを添付するものとする。

- (2) 知事は、(1)により提出された事業計画について、指標が適切に設定されているか、事業の総合的な実施が指標の達成に資するかどうかを審査し、適正であると認める場合、それを承認し別記第3号様式により通知する。

- (3) 本部長等は、承認された計画書の写しを関係市町村長に通知するものとする。

3 事業計画の変更

事業計画の変更については、前2の(1)、(2)及び(3)の規定を準用する。

第4 事業実施の報告

森林組合等は、別記第4号様式により、事業計画に定めた指標の毎年度の目標値の達成状況について、所管の本部長等を経由して知事に指標の目標年度の翌年度4月30日までに報告するものとする。

第5 改善措置等

(1) 森林組合等は、事業計画に定めた指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、必要な措置を講じ、その結果を別記第5号様式により、指標の目標年度の翌年度5月30日までに所管の本部長等を経由して知事に提出するものとする。

なお、低調である場合とは、事業計画に定める指標の目標年度において、指標の目標値の達成率が70パーセント未満である場合とする。

(2) 知事は、(1)の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第6 市町村との連携

県は、市町村森林整備計画樹立者及び基礎自治体である市町村との円滑な連携の下にこの事業を実施するものとする。

第7 その他

この事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元年6月5日から施行する。
- 2 熊本県林建連携雇用創出促進対策事業実施要綱(平成29年4月3日施行)は廃止する。
- 3 この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

別 表

事業名	事業内容	実施主体
(1) 林建・異業種連携促進対策事業	<p>森林組合等が林建・異業種連携雇用創出促進対策を推進するため、以下の取組に要する経費に対する助成</p> <p>連携会議の設置 森林組合等が、地域の森林整備や素材生産等の林業生産活動を安定的に実行できる体制を確立するため、連携する建設業等異業種、県森林組合連合会、市町村、県等関係者と連携会議を設置し、運営に要する経費</p> <p>山のしごとづくりの推進 林業に精通していない人が安心して山のしごとに取り組むための、施業区域の明示や現場指導等に要する経費</p> <p>林業技能研修受講に対する支援 連携する異業種事業者の社員等が林業関係研修を受講する場合の旅費に対する助成</p>	<p>森林組合 県森林組合連合会 育成経営体()</p>
(2) 林建・異業種連携機械導入支援事業	<p>所有する機械のアタッチメント交換及び林業機械の導入経費に対する助成</p>	<p>建設業等異業種</p>
(3) 林建・異業種連携森林整備促進事業	<p>造林や保育事業の実行管理に係る連携事業者との調整や維持管理に優れた屋根型等の路網整備に要する経費に対する助成</p>	<p>森林組合 県森林組合連合会 育成経営体()</p>

() 熊本県版育成経営体選定要領第8条に基づき知事選定を受けている林業経営体

別記第1号様式(第3の1の(1)関係)

年度(年度) 林建・異業種連携雇用創出促進対策
(変更)事業計画書

申請者名

第1. 基本的事項

1. 地域の森林・林業・木材産業の現状と課題

(現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述。林業・木材産業に係る現状・課題等については、市町村森林整備計画等を参考に記述。)

2. 森林組合等における現状と課題

(現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述。森林組合等における現状・課題等については、熊本県版育成経営体の目標数値等を参考に記述。)

3. 事業実施に伴う基本方針

(課題解決のための基本方針等を記述。)

- (1) 新規就業者の確保に関すること
- (2) 林業と建設業等異業種との連携に関すること
- (3) 森林施業の集約化への取組に関すること(森林経営計画の作成等)
- (4) その他

4. その他

(特記すべき事項がある場合、記述)

第2. 目的を達成するための指標

目的を達成するため定量化する指標	指標 単 位	現状値		目標値(1年目)		目標値(2年目)		目標値(3年目)		備考
		数値	年度	数値	年度	数値	年度	数値	年度	
新規就業者数										
林業経営体との連携										
建設業等異業種との連携										
間伐実施面積										
素材生産量										
森林経営計画の認定面積										

(注)

- 1 新規就業者数については、熊本県版育成経営体の目標数値等を踏まえて記載すること。
- 2 林業経営体との連携については、連携して実施する事業量(ha、m)について記載すること。また、備考欄に連携する事業種別(間伐、素材生産、植林、下刈り、作業道整備等)を記載し、複数の事業種別で連携する場合は、行を追加して記載すること。
- 3 建設業等異業種との連携については、連携して実施する事業量(ha、m)について記載すること。また、備考欄に連携する事業種別(間伐、素材生産、植林、下刈り、作業道整備等)を記載し、複数の事業種別で連携する場合は、行を追加して記載すること。
- 4 間伐実施面積については、熊本県版育成経営体の目標数値等を踏まえて記載すること。
- 5 素材生産量については、熊本県版育成経営体の目標数値等を踏まえて記載すること。
- 6 森林経営計画の認定面積については、森林所有者から受託し森林組合等として認定を受けている面積を記載すること。

別記第2号様式(第3の2の(1)関係)

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住 所
(申請者)
氏 名

年度(年度)林建・異業種連携雇用創出促進対策事業計画(変更)
承認申請書

林建・異業種連携雇用創出促進対策事業実施要綱第3の2の(1)(変更の場合は、第3の3)の規定により、事業計画書を添えて申請します。

(添付資料:事業計画書)

林建・異業種連携雇用創出促進対策事業実施要綱第3の1の(1)に定める別記第1号様式

(変更の場合は、以下を記載する。)

- 1 変更の理由
- 2 変更の概要

別記第3号様式(第3の2の(2)関係)

第 号
年 月 日

(申請者名)

熊本県知事

印

年度(年度)林建・異業種連携雇用創出促進対策事業計画(変更)
承認通知書
年(年) 月 日付け 第 号で承認申請のあったこのことにつ
いて、林建・異業種連携雇用創出促進対策事業実施要綱第3の2の(2)の規定により、事
業計画書を承認したので通知します。

別記第4号様式(第4の関係)

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住 所
(補助事業者)
氏 名

年度(年度)林建・異業種連携雇用創出促進対策事業達成状況報告書
林建・異業種連携雇用創出促進対策事業実施要綱第4の規定により、目標達成状況について報告します。

別記第4号様式の別紙

< 達成状況報告 >

[年度(年度)]

目的を達成するため定量化する指標	指 標 単 位	現状値		目標値(1年目)		目標年度の報告			備考
		数値	年度	数値	年度	実績	達成率	年度	
新規就業者数									
林業経営体との連携									
建設業等異業種との連携									
間伐実施面積									
素材生産量									
森林経営計画の認定面積									

[年度(年度)]

目的を達成するため定量化する指標	指 標 単 位	現状値		目標値(2年目)		目標年度の報告			備考
		数値	年度	数値	年度	実績	達成率	年度	
新規就業者数									
林業経営体との連携									
建設業等異業種との連携									
間伐実施面積									
素材生産量									
森林経営計画の認定面積									

[年度(年度)]

目的を達成するため定量化する指標	指 標 単 位	現状値		目標値(3年目)		目標年度の報告			備考
		数値	年度	数値	年度	実績	達成率	年度	
新規就業者数									
林業経営体との連携									
建設業等異業種との連携									
間伐実施面積									
素材生産量									
森林経営計画の認定面積									

(注)

- 1 新規就業者数については、熊本県版育成経営体の目標数値等を踏まえて記載すること。
- 2 林業経営体との連携については、連携して実施する事業量(ha、m)について記載すること。また、備考欄に連携する事業種別(間伐、素材生産、植林、下刈り、作業道整備等)を記載し、複数の事業種別で連携する場合は、行を追加して記載すること。
- 3 建設業等異業種との連携については、連携して実施する事業量(ha、m)について記載すること。また、備考欄に連携する事業種別(間伐、素材生産、植林、下刈り、作業道整備等)を記載し、複数の事業種別で連携する場合は、行を追加して記載すること。
- 4 間伐実施面積については、熊本県版育成経営体の目標数値等を踏まえて記載すること。
- 5 素材生産量については、熊本県版育成経営体の目標数値等を踏まえて記載すること。
- 6 森林経営計画の認定面積については、森林所有者から受託し森林組合等として認定を受けている面積を記載すること。

別記第5号様式(第5の関係)

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住 所
(補助事業者)
氏 名

年度(年度)林建・異業種連携雇用創出促進対策事業改善措置実施
報告書
林建・異業種連携雇用創出促進対策事業実施要綱第5の規定により、改善措置を講じたの
で報告します。

記

- 1 指標の達成状況
- 2 改善措置の内容(要因分析・今後の改善策等を記載)
- 3 改善措置の実施時期

(参考：林建・異業種連携雇用創出促進対策事業実施要綱第3の2の(1)に規定する協定書等の文例)

地域における林建・異業種連携雇用創出促進対策事業の実施に関する協定書

(事業体名)(以下、「甲」という。)(会社名)(以下、「乙」という。)(とは、林建・異業種連携雇用創出促進対策事業実施要綱(令和3年4月22日施行、以下、「要綱」という。)(に掲げる事業(以下、「事業」という。)(の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、要綱に掲げる事業の実施により、林業と建設業等異業種の関係者の地域に応じた連携を行い、林業従事者としての雇用の維持・拡大を図り、健全な森林の整備や素材生産等の林業生産活動を推進することにより、山村地域の経済の活性化を図ることを目的とする。

(協定の期間)

第2条 この協定の期間は、年月日から年月日(最短、令和4年3月31日までの間)までとする。

2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲、乙協議のうえ、この協定を更新することができる。

(当事者の義務)

第3条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

(1) 甲の義務

ア 持続的に森林整備等の事業量確保を図るため、森林所有者等に対して積極的に営業活動を行うこと。

イ 県等が実施する林業技能の習得等を目的とした研修に、講師派遣や研修場所の提供等により協力すること。

ウ 乙が実施する事業に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

(2) 乙の義務

ア (建設業等異業種の場合) 森林整備班を設置し、林業実践に対応できる人材育成を行うこと。

イ (建設業等異業種の場合) 県等が実施する林業技能の習得等を目的とした研修に、社員を受講させること。

ア (林業会社の場合) 持続的に森林整備等の事業量確保を図るため、森林の情報交換等により甲と連携すること。

ウ 甲が実施する事業に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

(協定の承継)

第4条 甲及び乙は、代表者が代わる場合、当該者に対しこの協定の承継を行うものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項については、別途甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 所在地
名称
代表者名 印

乙 所在地
名称
代表者名 印